

STOP! HATE SPEECH

ヘイトスピーチ、 許さない！

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動を見聞きしたことがありますか。

こうした言動は、人としての尊厳を傷つけたり、

差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。

違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

ヘイトスピーチ解消のための法律が施行されました！！

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が
平成28年6月3日から施行されました。

詳しくは

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

ヘイトスピーチ、許さない

検索



法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

ヘイトスピーチ、許さない。

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的関心を集めています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。一人一人の人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現を目指す上で、こうした言動は許されるものではありません。

人種等を理由とした差別の根絶に向けては、人種差別撤廃条約等に基づく国際的な取組が続けられており、我が国としてもそれに応えていく必要があります。

また、平成28年6月3日には、外国人に対する差別的言動の解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、外国人の方々と交流する機会は今後ますます増加することが予想されます。民族や国籍等の違いを超え、互いの人権を尊重しあう社会を共に築きましょう。

法務省の人権擁護機関の取組

法務省の人権擁護機関では、現在、こうしたヘイトスピーチがあってはならないということを、皆さんに御理解いただきやすい形で表した、より効果的な各種啓発活動に積極的に取り組んでいます。

また、法務局では、職員や人権擁護委員（法務大臣から委嘱された民間の人たち）が、ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する問題について相談に応じています。

なお、英語や中国語などの通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を、特定の法務局（東京、大阪、神戸、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松、松山）において曜日を指定して開設し、相談に応じています。（詳細は、<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>）

ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する問題でお悩みの方はご相談ください。

みんなの人権110番  **0570-003-110**

法務省ホームページ「ヘイトスピーチ、許さない。」 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

〔人権啓発活動ネットワーク協議会ホームページ〕 <http://www.moj.go.jp/jinkennet/>

〔人権啓発デジタルコンテンツ〕 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00041.html

〔人権ライブラリー〕 <http://www.jinken-library.jp/>